

議案第 2 号

令和 4 年（第 22 期） 活動方針（案）並びに予算

1. 令和 4 年コンサルティングエンジニア連盟の活動基本方針

CE 連盟は「国民の安心・安全と良好な環境を確保し、我が国の持続的発展を実現するためには社会資本整備が不可欠」との認識のもと、立法・行政府に働き掛けるとともに、社会資本整備と建設コンサルタントの重要な役割に理解のある我々の職域を代表する政治家、脇雅史元参議院議員、佐藤信秋参議院議員、足立敏之参議院議員を職域代表として、その政治活動を支援している。

令和 3 年は、CE 連盟会員各位の、これまで以上の理解と支援を戴き、会員数と口数が前年比約 10%増となった。令和 4 年は、これまでの活動を踏まえて、新型コロナウイルスの変異株「オミクロン株」が新たな脅威となっているものの「ウイズコロナの時代」に向かう中で本格的な活動を進めるが、7 月には我々の職域代表として推薦した足立議員が 2 回目の参議院選挙を迎えることになり、連盟の足立議員への政治活動支援の成果が問われることになると考えている。

CE 連盟の設立 22 年目は、「ウイズコロナ」の新たな時代の中で、連盟の社会的認識と役割が高まってきたことを踏まえて、連盟が目指す以下の 3 つの大きな方針を基本として活動していくことに、会員の皆様のご理解とご支援をお願いしたい。

(1) 安全・安心な国づくりのための社会資本整備の継続的推進

インフラの老朽化・長寿命化、防災・減災、ウイズコロナへの予算確保と執行

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災発生以後も日本列島は、毎年風水害、地震が発生して甚大な被害に見舞われている。

国土の強靱化や国民の安心・安全に資する社会資本整備が推進されていく中で、今後も発生する自然災害や、新型コロナウイルス感染症といった新たな脅威に対して、CE 連盟は、「ウイズコロナの時代」の新たな社会資本整備に向けて、国民の安心・安全を守る国土強靱化や、新たな働き方改革に資するデジタル化やテレワーク環境整備、新しい生活様式等に対応する設備投資に必要な予算措置等についても強く要請していく。

(2) コンサルティングエンジニア（CE）の活用、育成

a. 地域を良く知る地域密着 CE の活躍の場の創出とポストコロナ対応へ支援

災害発生時に人命・財産の確保に向け、素早く貢献できる企業と人材の確保は国の責務であり、地方の活性化を図ることは国土形成上の重要な目標である。

新型コロナウイルス禍において国民に新たな生活様式が求められ、我が業界でも新型コロナウイルス禍の中での新しい働き方が求められているが、地域コンサルタントにおいては、特に、DX の推進においてテレワーク実施での著作権等に係る問題解決、技術基準・指針等の電子化対応がネックになっており、これらの課題に対して、設備投資等を含めた支援が無ければ、テレワーク等の新たな働き方改革の進展は望めない状況

にある。

加えて BIM/CIM 等の導入において、経営基盤の脆弱な地域コンサルタントにとっては、ハード・ソフト整備には莫大な投資が必要で厳しい状況にある。コストの問題に加えて、ICT に詳しい人材の確保・育成も大きな障害であり、一方で官による人材支援センターの設置等も必要である。地域コンサルタントの活用とともに、国、自治体に対して、これらへの環境整備に対する人材育成と予算等の支援を求めていく。

b.多様な発注方式による CE の活用要請と支援

建コン協からも委員として参画する政府の「建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」では、4つの課題「効率的で質の高い事業の実現(設計思想等の伝達・共有)」、「多様な事業者が生き活きと参画できる開かれたインフラ産業(関連産業の共創・連携)」、「創造的な成果を活かしやすい発注方法(BIM/CIM前提の積算・契約等)」、「安全で働きがいのある労働環境(データなどのクラウド確認)」に対応するべく検討が進められており、これからの新しい建設生産・管理システムの取組みが待ったなしの状況にある。CE 連盟としても CE の新たな役割、活用、支援を求めていく。

c.売上・単価のアップによる利益確保と若者に魅力ある職場となるよう働き方改革の推進

建コン協の令和 2 (2020) 年の経営分析結果によると、コロナ禍にあって営業利益率は過去 6 年間で初めて 7.9%と 7%を超えたとのことであるが、一般的な企業に比べると依然低いレベルにある。令和 3 年には設計業務で平均 1.6% (令和 2 年は 3.1%) の技術者単価の改善があったが、経営基盤の確立、人材の育成面からも更なる技術者単価のアップを要望していく。

また、令和 3 (2021) 年 6 月に男性が育児休業(育休)をとりやすくする改正育児・介護休業法が成立し、令和 4 年 4 月から企業が従業員に育休取得の意向を確認することが義務化された。

人材(新卒、若手、女性、シニア層等)の確保、育成、単価アップのみならず、働き方改革(多様性、ワークライフバランス、ノー残業デー、ウイークリースタンス、コロナ禍でのデジタル化・テレワーク環境整備等)など、今後の働き方改革に整合した職場環境の改善が必要である。

特に、「ウイズコロナ時代」の新しい働き方を喫緊の課題と認識するとともに、適正工期、納期の平準化、繰り越しの柔軟な活用、適正な設計変更、ダンピング防止等も求めていく。

(3) コンサルティングエンジニア(CE)の地位の向上

a.本来 CE の保持する著作権への配慮

著作権法の中では、著作者人格権や同一性保持権は CE に帰属することになっているので、約款の運用に際しては CE の権利に十分配慮することを発注者に要請していく。さらに、CE の著作権の保護、権利の拡大を求めていく。

b.CE の法的根拠となる資格法や職業法の法制化

CE 連盟は、CE の中立性・独立性と専門的技術が法的に認知された魅力ある職業で

あるために、この主旨に反する現行の建設コンサルタント登録規程の不備な部分の抜本的な改正を踏まえて、CEの社会的地位を確立する、資格法や職業法などの法制化の実現を求めていく。

c. 公共事業に限定したコンサルティングエンジニアのための新調達法制定

品確法の精神をより徹底するため、会計法、地方自治法に縛られない公共事業に限定した新法「公共事業調達法(仮称)」の制定を立法・行政府に働き掛けていく。

平成 26 (2014) 年の改正品確法の主旨は、我々が求めてきた調査・設計を含む公共調達法の性質を色濃くするもので、発注者責任の明確化、多様な入札契約制度の導入・活用などが謳われ、地方自治体も同様の公共事業調達を適正化していく方向性が示されている。さらに、令和元年 6 月公布、施行の再改正品確法では、建設コンサルタント業務を「公共工事に関する調査等」として法律第 2 条で追加定義され、「工事」の付随的取り扱いであったものが「調査等」と初めて法的対象として位置付けられ、明記されたことは、CE 連盟が目指す CE の法律に裏付けられた社会的、経済的地位向上へ前進する、大きな一歩を踏み出すことにつながった。今後も連盟が目指す「公共事業調達法」の実現へ向けて活動していく。

2. 令和 3 年コンサルティングエンジニア連盟 (CE 連盟) の組織運営方針

CE 連盟は、1. に掲げる 3 大方針の実現へ継続的に CE の社会的、経済的地位の向上を立法・行政府に働き掛けるとともに、今年度は以下の組織運営方針の下で活動していく。

a. 第 26 回参議院選挙に向けて、職域代表として推薦した足立敏之参議院議員の支援
今年 7 月に予想される参議院議員選挙に改選・出馬を予定されている足立敏之参議院議員を支援する活動に注力し、高位・高得票での当選を最大目標とする。

b. CE 連盟の中期活動方針の策定

これまでの政治活動の成果が結実してきたことから、会員の連盟への理解が進み、会員数の増加による財政基盤が整いつつある。今後は、将来に向けた連盟の政治活動と財政・会員数の関係を整理し、盤石な財政基盤のもとに政治活動を推進するための中期活動目標を策定する。

c. 若い会員の増強へ向けての活動に注力

準会員制度による将来を担う若い世代の会員増強と政治活動への理解を深める活動を強化、推進する。

CE 連盟の将来を担う若い方が連盟活動、支援する国会議員の政治活動に理解を深め、適切な政治との関係性の中で、積極的な政治活動支援への参加を推進する。

d. 従前からの継続的活動

会員増強活動、会員への情報発信、立法・行政府への働き掛け、政治家への支援等